

第16日

令和3年6月25日（金）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより、追加議案の上程を行います。本日市長から議案23件の送付を受けました。これを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議誠にありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、宜しく願い申し上げます。

まず、第60号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、生活保護に準じる困窮世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を速やかに支給する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ2,140万円を追加し、予算総額を382億1,601万1,000円といたしました。

また、歳出に伴う財源といたしまして、国庫支出金2,140万円を増額補正いたしました。

次に、第61号議案工事請負契約の締結につきましては、農地改良復旧区画整理工事乙石川流域地区について、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第62号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員に鹿毛美和を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

第63号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員に井上恒夫を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

最後に、第64号議案から第82号議案までの朝倉市農業委員会委員の任命につきましては、朝倉市農業委員会委員に井上ながえ、坂田稔、林新吾、小島與志博、徳田純子、窪山登、手嶋和彦、椿賢二、末石誠、武井正道、鳥巢良彦、畑和徳、樋口博幸、中嶋文和、永井健一、吉松繫、田中睦美、長野克己及び森部清治を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。なければ以上で提案理由の説明は終わりました。議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

---

午前10時5分再開

○議長(半田雄三君) 引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。第64号議案から第82号議案までの19件は関連がありますので、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第64号議案から第82号議案までの19件を一括議題といたします。

これより、追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第60号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算第4号についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第61号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第62号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第63号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第64号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてから第82号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてまでの19件を一括して議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第60号議案及び第62号議案から第82号議案までの22件については、会議規則第35号第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時45分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第53号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇)

○総務文教常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第53号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

第53号議案朝倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。朝倉市固定資産税評価審査委員会条例は本市の納税者が固定資産の価格にかかる不服の審査を申し出る際の手続き等について定めているものです。本改正の内容は国の推進する規制改革の1つとして、行政手続における押印見直しの方針が示されたことにより、審査の手続きにおける負担の軽減及び利便性の向上を図るため、審査申出書等への押印及び署名を廃止するものです。納税者である審査申出人が提出する審査申出書を始めとする6つの手続きに係る書面について、押印及び署名が不要となります。

なお、申出書等の様式は朝倉市固定資産評価審査委員会規程に定められていることから、併せて規程の改正も行われます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長(半田雄三君) 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(半田雄三君) それでは、第53号議案朝倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。

よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第54号議案ほか3件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) ただいま議題となりました第54議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第54号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。本件は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。改正内容は個人番号カード再交付手数料の規定を削除するものです。これは、個人番号カード発行及び発行手数料徴収については、地方公共団体情報システム機構が行う事務として明確に位置付けられ、市町村は従来どおり実務を担うものの委託により行うことになるためです。

審査に当たりましては、委託事務になることで人的、財政的に負担にならないかについて、質しました。執行部によりますと、業務内容に変更はなく、財政的にも影響はないという説明でした。

本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案朝倉市健康福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてです。本件は健康福祉館の安定的な管理運営を確保するため、休館日を変更するものです。改正内容は祝日を除く、毎週月曜日及び12月29日から翌年1月1日までに変更するものです。

審査に当たりましては、安定的な管理運理について、また、休館日が増えることで市民サービスが低下しないかについて、質しました。

執行部によりますと、木造建築のため、浴室内の湿気を除去し、機能を維持するには週

1回の換気が必要と考えているとの説明でした。また、住民サービスの向上については、7月より管理運営を行う指定管理者が今後提供する自主事業について打ち合わせを行っているとのことです。

本委員会としましては、施設及び設備保全の観点から、安定的な管理運営を行っていく上で、必要な改正であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第56号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。本件は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。主な改正内容は、家庭的保育事業者等及びその職員が行う記録、作成等について書面に代わり電磁的記録により行うことを可能とするものです。具体的には、家庭的保育事業者等が定期的に受ける外部の者による評価の結果公表や事業所等の帳簿は必ず書面での整備を必要としていましたが、改正後はウェブサイトのみでの公表やパソコンに保存、管理することによりよいとのことです。

審査に当たりましては、改正による業務への影響について質しました。

執行部によりますと、今後は所定の帳簿等に関し、書面での整備を行う必要がなくなるため、家庭的保育事業者等及びその職員の業務負担軽減になるとのことです。

本委員会としましては、省令等の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第57号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。本件は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

主な改正内容は、保育所の利用申し込みに伴う、利用調整に関する規定を明文化するものです。具体的には、平成24年に児童福祉法において既に改正されていましたが、このたび内閣府令においてその改正前は待機児童が発生する場合やその他必要と認められる場合等に利用調整を行うこととされていたものを改正後は当面の間、待機児童がない場合でも利用調整を行うことを改めて明文化されたことに伴い、当該条例を整備するものです。

本委員会としましては、内閣府令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何卒本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇)

○議長(半田雄三君) それでは、第54号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案朝倉市健康福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第58号議案ほか2件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇)

○建設経済常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました第58号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

第58号議案から第59号議案及び第61号議案工事請負契約の締結についての3議案については、関連がありますので、併せて報告いたします。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した農地及び農業用施設の改良復旧事業において、1億5,000万円を超える工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求められているものです。工事概要については、第58号議案黒川地区、真竹・黒松換地区は黒川河川沿い約2.2キロメートルの被災した農地等を区画整理により復旧する工事で、整地工8.89ヘクタール、用水路工2,880メートル、排水路工2,386メートル、道路工3,122メートルです。

第59号議案赤谷川地区(1工区)は赤谷川沿い約1.1キロメートルの被災した農地等を区画整理により復旧する工事で、整地工7.06ヘクタール、用水路工2,041メートル、排水路工1,738メートル、道路工2,951メートルです。

第61号議案乙石川流域地区は乙石川の河川沿い約2.6キロメートルの被災した農地等を区画整理により復旧する工事で、整地工9.22ヘクタール、用水路工3,888メートル、排水路工3,369メートル、道路工2,918メートルです。

河川工事等、他事業の工事進捗等も考慮し、いずれも工期は令和5年12月28日までで設定しています。委員会といたしましては、復旧復興はスピード感を持って取り組むことが重要であり、工事が迅速に進められることを期待し、3議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。何卒本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長(半田雄三君) 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇)

○議長(半田雄三君) それでは、第58号議案工事請負契約の締結について(黒川地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案工事請負契約の締結について（赤谷川地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案の審議を行います。

それでは、第52号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案の審議を行います。



それでは、第60号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案の審議を行います。

それでは、第62号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第63号議案の審議を行います。

それでは、第63号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第64号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてから第82号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてまでの19件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより、第64号議案から第82号議案までの19件を一括して採決いたします。第64号議案から第82号議案までの19件は原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案から第82号議案まで

の19件については原案のとおり全て同意されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

---

午前11時9分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案の上程を行います。本日市長から議案1件の送付を受けました。これを上程し、市長に提案理由の説明を求める前に、地方自治法第117条の規定により、中島秀樹議員の退席を求めます。

（中島秀樹議員退席）

○議長（半田雄三君） それでは、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 第83号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、議員のうちから中島秀樹を朝倉市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（半田雄三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

---

午前11時12分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第83号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第83号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第83号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり同意されました。

ここで、中島秀樹議員の着席を許可します。

（中島秀樹議員着席）

○議長（半田雄三君） 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。これにて、令和3年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時15分閉会